

平成22年3月吉日

会員各位

(社) 日本火災報知機工業会



エレベーター昇降路に設置した点検箱内煙感知器の点検について

平素は当工業会活動にご支援、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて今般、エレベーター昇降路内に転落する等の事故に端を発し、昇降路内設置機器に対する設置基準が強化されました。

自動火災報知設備として、煙感知器点検箱が設置されていますが、点検時にエレベーターを停止させて点検を行うことの徹底、点検のために点検箱の扉を開けた時にエレベーターを停止させる装置を設置することが法制化されました。(施行日：H21.9.28)

もしエレベーターを停止させずに点検を行った場合は、エレベーターが緊急停止し、事故等の発生が予測されます。

例えば、病院等で、エレベーターを予告なしで停止した場合は、人命に関わる場合も考えられます。

つきましては、点検時には必ずエレベーターを停止してから点検する旨（もしエレベーターを停止せずに点検箱の扉を開放した場合、緊急停止）を傘下の消防設備点検者（消防設備士・消防設備点検資格者等）に周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

以下に、点検時の順守事項、法制化の法的根拠・国土交通省告示等について記載しましたので、参考にして下さい。

〔1〕 煙感知器点検時の順守事項

- 1) 点検対象物件にエレベータ停止装置が設置されているかを事前に確認すること。
- 2) エレベータ停止措置は消防設備点検者では出来ないので、事前にお客様と十分な打合せと確認をすること。
- 3) 点検時には、お客様にエレベータの停止措置をしてもらい、完全に停止していることを確認してから点検をすること。
- 4) 点検終了後はお客様へ連絡し、必ず元に戻してもらうこと。
- 5) 既存の物件については、法的には遡及はしないが、停止装置が設置されている場合もあるので安全確保のため、エレベータの停止を確認してから点検すること。

〔2〕 関係する政令・告示について

1) 告示の法的根拠となる政令

・「建築基準法施行令」第129条の8第2項第二号に表記されている規定

本文 — 「かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること」

